

中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について

平成20年9月22日
消費者安全情報
総括官会議幹事会

標記については、関係府省で連携して、以下の対応を行っている。

○ 厚生労働省

- (1) 中国から輸入される乳及び乳製品並びにこれらを含む加工食品の輸入者に対し、9月20日以降、メラミンの検査を求め、食品からメラミンが検出された場合又は食品へのメラミンの使用が確認された場合には、当該食品は食品衛生法第10条違反として輸入を認めない。
- (2) 中国から輸入される乳及び乳製品並びにこれを含む加工食品の輸入者に対し、
 - ① 9月20日、原材料に使用された乳及び乳製品にメラミンの混入の問題がないか点検することを、検疫所、関係団体※を通じて要請した。
 - ② 9月22日、メラミン混入について自主検査を積極的に行うよう要請した。
- (3) 9月20日、本事案について、都道府県等(134自治体)及び農林水産省を通じて関係業界に情報提供を行った。

※関係団体

社団法人日本食品衛生協会：会員数約132万社(59支部・758支所を通じて
情報提供)

特別会員数223社

社団法人日本乳業協会：会員数20社

支部会員数約480社(44支部を通じて情報提供)

社団法人日本輸入食品安推進協会：会員数101社(事務局を通じ情報提供)

- (4) 9月22日、地方自治体に対し、住民等から問い合わせがあった場合には、内閣府食品安全委員会のホームページに掲載される情報を参考に対応するよう要請した。

○ 農林水産省

農林水産省においては、9月20日、97関係事業者団体に対して、傘下会員等企業(約9万企業)が当該製品等の自主回収に協力するよう働きかけるとともに、国内に輸入された製品の原料等にメラミンが混入された牛乳や乳製品が使用されていないか、点検を行うよう要請した。

○ 内閣府

食品安全委員会においては、メラミンの科学的な知見を収集し、毒性などの情報を、9月19日にホームページに掲載。引き続き情報提供を行う。

国民生活局においては、国民生活センターを通じて、全国の消費生活センターから、関連する事故情報や相談が寄せられていないか情報収集を行っている。22日14時現在、関連する情報は寄せられていない。

本件問い合わせ先：

内閣府 国民生活局 消費者安全課 小林

TEL:03-3581-7225 (直通) / FAX: 03-3581-9935

小林 (内線84285)

農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課 辻山、宇木

TEL: 03-3502-8111 (内線4451)

03-3502-2319 (直通)

FAX: 03-3597-0329

厚生労働省 医薬食品局 企画情報課 久野

TEL:03-3595-2326 (直通) / FAX: 03-3503-7965

内閣府 食品安全委員会事務局 情報・緊急時対応課 磯貝

TEL:03-5251-9182 (直通) / FAX: 03-3591-2236